宮若市にお住いの方宛

預かり保育等の無償化を申請する保護者の方へ

**無償化の対象となるためには・・・**

**「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**認定を受けた後、無償化対象となりますので、ご利用の

場合は事前に市役所のこども家庭課の窓口で手続き（申請書、保育の必要性を証する書類の提出）

をしてください。　　**※認定を受ける前に利用した預かり等は無償化の対象となりません。**

保育の必要性については裏面をご参照ください。

ご不明な点などは、裏面のお問い合わせ先までお問い合わせください。

**対象となる事業と無償化の範囲**

無償化の対象は施設利用料となります。日用品費、文房具費、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は含まれません

≪幼稚園、認定こども園（幼稚園籍）で実施されている預かり保育事業≫

１日の上限額と月額上限額が決まっています。

**🔸１日の上限額：４５０円**

※　利用料は施設によって異なります。１日の利用料が４５０円以内であれば、低い額が支給されます。

（例）　預かり保育の利用料が１日４００円の場合・・・４００円が対象

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１日５００円の場合・・・４５０円が対象

　　**🔸月額上限額**

・３歳児クラスから５歳児クラスまでの子ども：**月額上限１１，３００円**

　　　・０歳児クラスから２歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子ども：**月額上限１６，３００円**

**保育の必要性とは**

　保護者のいずれもが次のいずれかの理由により、お子さんを保育できない場合であって、かつ

６０歳未満の同居の親族その他の者が児童を保育できない場合になります。

１　家庭内または家庭外で、就労することを常態としている場合

（１ヶ月あたり４８時間以上の勤務をしていることが条件となります）

２　妊娠・出産により保育が困難な場合

３　疾病または心身の障がいのため保育が困難な場合

４　病気や障がいのある親族がいるため、保護者がその介護・看護に当たっている場合

５　震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合

６　求職活動中（起業の準備を含む）である場合（認定期間は２ヶ月以内とします）

７　就職に必要な技能習得のために職業訓練校や専門学校に就学している場合

８　虐待やＤＶ等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合

９　育児休業をする場合であって、保育が引き続き必要である場合

１０　その他、前事項に類するものとして保育の必要性があると市長が認める場合

**請求方法**

利用施設に保育料を一度支払い、後から市より当該料金の還付を受ける「償還払い」にて行います。

還付は年に４回（１月、４月、７月、１０月）に行います。４，５，６月、７,８，９月、１０,１１,１２月、１,２,３月、の

３か月分の請求書を幼稚園にご提出ください。

（問い合わせ先）　　宮若市役所　こども家庭課　保育係

TEL：０９４９－３２－０５１７　（直通）